

北海道PCB廃棄物処理事業におけるPCB廃棄物の搬入者等 に対する指導等の方針

平成19年1月10日決定

北海道並びに青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県（以下「道及び15県」という。）のPCB廃棄物については、日本環境安全事業(株)（以下「JESCO」という。）が、北海道室蘭市に設置するPCB廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）において、処理することとしている。

これに当たり、道及び15県は、「北海道PCB廃棄物処理事業の推進に向けた北海道及び15県の取組について」（平成16年11月11日決定）により、次の事項について、共通の認識のもと、JESCO等と協力して、北海道PCB廃棄物処理事業の収集運搬に携わるすべての者（北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準（以下「受入基準」という。）第2に掲げる搬入者及び第8（3）に掲げる連携者。以下「搬入者等」という。）に対する指導等を行うなど、処理施設への安全かつ計画的な搬入を確保するものとする。

記

1 基本的事項

- （1）搬入者等は、PCB廃棄物の収集運搬に係る関係法令、国のPCB廃棄物収集・運搬ガイドライン、北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領及び受入基準（以下「関係法令等」という。）を遵守できる者であること。
- （2）搬入者等は、PCB廃棄物を処理施設に搬入する場合には、JESCOによる入門許可が得られる者であること。
- （3）PCB廃棄物の保管事業者は、PCB廃棄物の収集運搬を委託する場合には、関係法令等を遵守できる収集運搬業者に委託すること。
- （4）道及び15県は、処理施設での計画的な処分について、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会（以下「広域協議会」という。）等を通じて、協議・調整し、また、当該道及び県内の政令市に対して、計画的な処分が進められるよう、連絡調整を行うこととする。
- （5）道及び15県は、JESCOが必要とする搬入者等の収集運搬業許可等に関する情報の確認に可能な限り協力すること。また、収集運搬業の許可権者が政令市である場合には、協力が得られるよう調整すること。

2 搬入者等への指導方針

- (1) 搬入者等は、受入基準第6に定めるGPSシステムを利用した運搬車輛を使用するほか、安全、確実かつ適正な処分ができるよう計画的な運搬及び搬入を行うこと。
- (2) 搬入者等は、道及び15県並びにJESCOと計画的な搬入について調整すること。
- (3) 搬入者等は、保管事業場から処理施設に安全に収集運搬、または、搬入を行い、かつ、運搬中の万一の事故の場合にも対応できるよう、室蘭市または道及び15県で経路が示されている場合はその経路を利用した運搬を行うこと。
- (4) 道及び15県は、搬入者等に対し、関係法令等の遵守を指導するとともに、必要に応じて、立入検査を実施し、必要な改善を指導する。

3 処理施設への計画的な搬入のための方針

- (1) JESCOは、室蘭市及びその近郊に保管されているPCB廃棄物を用いて、処理の安全性などを検証・確認し、その上で、道外物を含めた処理を実施する。
- (2) 広域協議会等での協議調整を経て、年度ごとに処理実施計画を策定して計画的に処理を行う。
- (3) 広域協議会等での協議調整を経て、ブロックごとに処理期間を調整し、県等ごとの処理月間(週間)を設定する。
- (4) JESCOは、多量保管事業場について、処理台数の時期的な集中や不足を防止して計画的処理を行うためのベースロードとして、処理期間を通して安定的に処理を行う。
- (5) 広域協議会等での協議調整を経て、少量保管事業場について、ルート回収等により経済的かつ効率的な収集運搬が行われるよう、ブロック別に複数回の処理期間を設定する。
- (6) 1月から3月の3ヶ月間は、少量保管事業場からの搬入に係る重点受入期間の設定は、行わない。
- (7) PCBが漏洩し生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある場合等には、可能な限り早期に着実に処理ができるよう調整する。